



特別支援教育ほっと通信



平成31年1月
西部教育局

特別支援学級において、特別な教育課程を編成する場合の手順と、知的特別支援学校の各教科について紹介します。教育課程編成の際の参考にしてください。

学校教育法施行規則 第三百三十八条

小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合には、**特別な教育課程を編成する**ことができる。

障害の程度や学級の実態等を考慮の上、
各教科の目標や内容を**下学年の教科の目標や内容に替える。**
各教科を、**知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替える。**

【知的障害者である児童の実態に応じた各教科】の目標を設定するための手続きの例(小学校の場合)

A 小学校学習指導要領の第2章各教科に示されている目標及び内容について、次の手順で児童の習得状況や既習事項を確認する。
・当該学年の各教科の目標及び内容について
・当該学年より前の各学年の各教科の目標及び内容について

B Aの学習が困難又は不可能な場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の第2章第2款第1に示されている知的障害者である児童を教育する特別支援学校小学部の各教科の目標及び内容についての取扱いを検討する。

適切な実態把握がなされているか？

長期的な視点にたっているか？

C 児童の習得状況や既習事項を踏まえ、小学校卒業までに育成を目指す資質・能力を検討し、在学期間に提供すべき教育内容を十分見極める。

D 各教科の目標及び内容の系統性を踏まえ、教育課程を編成する。

育成を目指す資質・能力が明確になっているか？

カリキュラムマネジメントが効果的に行われているか？

【引用】小学校学習指導要領(平成29年告示) 解説総則編(平成29年7月) P110

【知的障害者である児童・生徒を教育する特別支援学校の各教科とは・・・】

必要がある場合は、「外国語」を設けることができる。

小学校1・2年の生活とは、目標及び内容が異なります。

「ア 基本的な生活習慣」「イ 安全」「ウ 日課・予定」「エ 遊び」「オ 人との関わり」「カ 役割」「キ 手伝い・仕事」「ク 金銭の扱い」「ケ さまじり」「コ 社会の仕組みと公共施設」「サ 生命・自然」「シ ものの仕組みと働き」の12の内容から構成されています。

小学部の各教科

生活 国語
算数 音楽
図画工作 体育

理科・社会はありません。

中学部の各教科

国語 社会 数学
理科 音楽 美術
保健体育 職業・家庭
外国語

技術・家庭とは、目標及び内容が異なります。

職業分野:「A 職業生活」「B 情報機器の活用」「C 産業現場等における実習」
家庭分野:「A 家族・家庭生活」「B 衣食住の生活」「C 消費生活・環境」

児童生徒の知的機能の障害の状態と適応行動の困難性等を踏まえ、各教科の各段階、基本的には、知的発達、身体発達、運動発達、生活行動、社会性、職業能力、情緒面での発達等の状態を考慮して目標や内容を定め、**小学部1段階から中学部2段階**にわたり構成しています。

【引用】特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編(小学部・中学部)平成30年3月 P20~25

特別支援学級は、**小学校・中学校の学級の一つ**であり、通常の学級と同様、各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱うことが前提となっています。



なぜ、**その規定**を参考にするということが選択したのか、**保護者等に対する説明責任を果たしたり**、指導の継続性を担保したりする観点から、**理由を明らかにしながら教育課程の編成を工夫することが**大切です。